

松江市告示第 250 号

松江市小規模企業者支援事業補助金交付要綱（平成 28 年松江市告示第 91 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
(定義)		(定義)	
第2条 略		第2条 略	
(1) 小規模企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者のうち、 <u>市内に事業所を有するもの</u> をいう。		(1) 小規模企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者 _____ をいう。	
(2) <u>製造業 日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。</u>		(2) 略	
(3) 略		(2) 略	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第3条 略		第3条 略	
略		略	
補助金交付の目的	_____小規模企業者の工作機械等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図ること	補助金交付の目的	<u>市内</u> 小規模企業者の工作機械等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図ること

	を目的とする。
略	
補助対象 経費	<u>次に掲げる</u> _____経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。 (1) <u>10万円以上の工作機械等の取得又は更新に要する経費</u> (2) <u>工作機械等の補修に要する経費(総額10万円以上となる場合に限る。)</u> (3) <u>その他市長が特に必要と認める経費</u>
略	
補助事業者の範囲	_____製造業を主たる事業として営む小規模企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。
終期	<u>令和6年3月31日</u>

第5条 略

(補助金の返還)

第6条 補助金の交付を受けた補助事業者

は、補助事業完了後5年未満で事業所を市

	を目的とする。
略	
補助対象 経費	<u>1台当たり10万円以上の工作機械等の取得、更新又は補修に要する経費</u> とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
略	
補助事業者の範囲	<u>市内に事業所を有する</u> 製造業を主たる事業として営む小規模企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。
終期	<u>令和5年3月31日</u>

(軽微な内容の変更)

第5条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

第6条 略

(事業所の移転)

第7条 補助金の交付を受けた補助事業者

が、補助事業完了後5年未満で事業所を市

外に移転し、又は廃業する場合には、市長にその旨を報告するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の補助金を____返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 事業所を市外に移転する場合 全額

(2) 廃業する場合 全額又は一部

第7条 略

附 則

1・2 略

(読替規定)

3 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第5条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

外へ移転_____する場合には、_____

補助金を全額返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

第8条 略

附 則

1・2 略

(読替規定)

3 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第6条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。